

平成 26 年(行ウ)第68号 豊橋市民病院公金支出差止請求住民訴訟事件

原告 寺本泰之

被告 豊橋市長 佐原光一

準備書面(4)

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

平成27年8月12日

原告 寺本泰之

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

(〒441-1101)

TEL 0532-88-3451

【被告第3準備書面への反論】

第1、

1、1の(1), (2)について

被告は「低入札価格調査において、再委託先へのしわ寄せが認められなかったにすぎず、実際に業務過程で再委託先へのしわ寄せがなかったことが明らかにされているわけではない。」と主張する(第3準備書面1ページ下より3行目)。被告はしばしばこのような表現を用いる。その都度原告は「それならば実際にしわ寄せがあったのですか。あるならばその証拠となる案件を提出してください。」と反論した。そうでなければ「あ

の業者はしわ寄せするかもしれない。あの業者はダンピングするかもしれない。」という推測だけで失格にしてしまう、という名誉棄損にあたる行為になる。著しい人権侵害に当たる、そんな権利が被告に与えられているのか。一般常識として考えられないのである。

「第3準備書面第1(1)イについて」においても被告は、被告第2準備書面5ページ(1)を反論に用いているが、そこに述べられた内容も「低価格で落札された他の案件が適切に履行されたことが、本件入札において低価格で入札した業者について契約内容に適合した履行がされないおそれがないことを意味するものではない。」としているに過ぎず、実際に契約不履行の案件を提示することができずにいる。

したがって被告の反論は、原告の主張に対する反論にはなりえない。

2、

①、2の(1)について

被告は「工事に伴う委託業務は、費用の削減が比較的可能であるといっても、一定の人件費等の費用が絶対的に発生する。実際に落札率はさほど低くないことは、被告(原告とあるが誤記と思われる)第1準備書面2頁第1段落(費用の削減が比較的可能ではあるといっても、結局人件費等、一定の費用が絶対的に発生するものである)のとおりである。」と主張する。一定の費用が絶対的に発生することは当然であるが、設計委託業務はデータストックによる人件費の削減が可能であることは一般常識である。このことを全く考慮せず価格のみで失格とした本件入札は不

当であり地方自治法施行令第167条の10の1項。2項及び地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条第1項に違反する。

原告はこの被告の主張に対して以下に強く反論する。

反論 1、

本件訴訟は設計業務委託であって工事入札ではない。被告が3の(1)で平成(行ウ)第144号事件と実質的には同一と主張するが、工事入札ではない点で本件と異なる。

建設工事入札では(資材や人工賃が予定価格の約8割を占めるため)直接工事費が予定価格の約8割を占める。しかし設計業務においては約90%が人件費である。さらにその人件費は、過去の類似業務委託時の関連データや技術的資料の蓄積から大幅に人件費(人員)が削減できることから入札価格が予定価格の50%以下でも十分適正利益がある入札価格で参加できる。

反論 2、

このことについて大手建設会社等から構造設計請負会社さくら構造(株)の設計業務担当者から電話による聞き取り調査を行った。担当者によれば「設計業務のコストはほとんど(90%)は人件費です。関連業務のデータストックにより大幅人件費削減は可能です。業界では常識です。」と答えた。

反論3、

もう一件、「建設コンサル等入札状況」(乙第24号証)にある上下水道関連の入札参加業者、中日本建設コンサルタント(株)豊橋事務所入札担当者にも電話で聞き取り調査を行った。入札価格が予定価格の30%～50%余りの入札価格の積算を確認した。担当者によれば、「すべて過去の類似業務のデータストックから人件費が削減できるので適正利益を乗せて入札価格を入れた。入札価格については本社とも相談して入れた。」と答えた。

反論4、

本件入札において最低価格で入札した綜企画設計名古屋支店はこれまでいくつもの自治体の病院設計を手掛けてきた会社である。病院に関するデータストックは当然保持している、さらに豊橋市民病院について既に2件の業務委託を請け負っている(平成23年5月6日入札(開札)豊橋市民病院病棟改修基本設計及び実施設計業務 落札率39.46%、平成24年6月13日 入札(開札)豊橋市民病院病棟改良工事管理業務委託 落札率97.36%)(乙第26号証)。したがって大幅な人件費削減は可能である。

支店長との聞き取り調査にも、関連データストックからコストの削減ができたことを確認した。

反論まとめ

以上反論 1～3 より言えることは、設計・コンサル委託業務等に価格だけで調査もせず問答無用で一律失格にする失格判断基準制度を導入する必要は全くなく、低入札価格調査制度だけの入札で十分であった。

② 2の(2)について

実勢価格(現に市場で取引されている価格)とは、入札価格である。入札参加業者は、入札価格の作成に当たり、資材メーカーから数量と価格の見積もりを取り、人工賃等を積算して適正利潤を乗せ応札する。(乙8)、(乙10)は中央発行の基準単価に過ぎないのであって、取引の実例価格ではない。国交省発行の基準価格だけで予定価格を設定するのは実勢価格ではない。全国で起こっている入札不調が、現在資材や人件費が高騰しており、入札価格の金額がすべて予定価格を上回っていることから起きている。このことから予定価格が実勢価格でないことを証している。

3、

① 3の(1)について

2の①の反論1で述べたように、設計業務は設計コストがほぼ人件費であるが、工事入札は資材、人工賃が8割を占めることから平成(行ウ)第144号事件と本件の争点は同一ではない。また、平成(行ウ)第144号事件では総合評価落札方式なのに失格判断基準を導入したことを争

点とした。「総合評価落札方式」とは、国土交通省通達の入札方式である。価格と評価から評価値を算出して最も評価値の高い者が落札者となる。被告は、本来導入の必要のない失格判断基準制度を導入して、応札者9社のうち評価値の高い上位6社を失格判断基準によって調査することなく一律失格にし、順位7位の者を落札者とした不当契約が争点となった。国土交通省への聞き取りもしたが「総合評価落札方式に失格判断基準を導入するのはおかしい。」ということであった。

② 3の(2)について

被告は、低入札価格をあたかも「犯罪」のように述べた事実はない、と主張する。しかし、被告は「ダンピングや契約不履行」を推定して失格にしている。推定有罪(失格)としている。ダンピングや契約不履行は犯罪である。これを理由にしているわけだから「犯罪」としているに相当する。

また被告は、「費用の削減には限度がある」と主張するが、このようなことは入札する業者には当たり前のことである。利益もなしに入札する業者はいない。

4、4について

被告は、ここでも第1の1で述べた表現を行っている。被告は「甲第10号証の調査結果は、公正な競争入札が行われていることを証明するものではない。」と主張する。では公正な競争入札が行われていなかったのか。不正な入札が行われた事例が一つでもあれば提出を求める。あたかも業者に任せておけば不正が行われるがごとき表現は許しがたい。

被告は、「上下水道発注のほとんどの案件が低入札となっている」と主張するが、平成19年～24年の設計委託業務129件のうち予定価格の50%以下の入札件数は14件で1割余りである(乙第24号証)。多くなっているわけではない。被告のこの主張は失当である。

14件の内容は実績作り(自社PR)と関連業務のデータストックから大幅に人件費削減が可能であることからの入札価格であった。ここから契約不履行やダンピング等の低入札価格入札がなかったことが証明される。被告は6において(3ページ最下行～4ページ)において「実績確保」(自社PR)による低入札は契約不履行ではないことを認めている。

5、5について

他市の状況は本件とは関係ない。

問題とするのは甲第10号証、乙第24～26号証に見られるように、被告がどのような考えから失格判断基準制度の導入に至ったのか、その理由について黒塗りされ住民に知らされていないことである。開示された部分からは失格判断基準導入の必要性がないことが証されている。改正理由などの情報を開示しないところから、被告の失格判断導入には疑問がある。失格判断基準制度を導入することにより、豊橋市の支出は大幅に増える。これまでの入札に失格判断基準制度や最低制限価格制度により設定された価格の1割以内低だけで失格になっている差額は年間1億円以上になっている。住民にとっては、それだけ税金が使われることになるわけだから十分な議論と納得する説明が求められる。ところが被

告は、改正理由を黒塗りとして知らせることを拒否している。この被告の姿勢は問題である。

いずれにしても本件入札は設計委託業務であり、データのストックがあるか否かで大きく入札価格が変わる業務である。関連データストックのある業者は競争力があることになるが、それは全体のわずかであり履行確認もせず切り捨てる失格判断基準制度の導入は必要なく、不当である。

第2、

① 7、(1)について

被告は、「最終的に成果品が提出されたことをもって業務が完了するものであることから、入札時点や履行過程においては予見不可能な事態が発生した場合、契約の適正な履行が確保できなくなるおそれがある。成果品の瑕疵については、工事施工の段階で発覚することもありうる。そのような性質の業務であることから、監督及び検査のみで成果品の瑕疵のすべてを見つけることは困難である。(被告第3準備書面7ページ第2段落目から)」だから失格判断基準を設け、入札価格がその基準価格を下回ったら問答無用で失格にするのだ、と主張する。

しかし被告側の低入札価格調査は「事業の初期の段階から関わり、設計施工の段階も監督職員として事業に携わっています。(甲第13号証)」と述べている。つまりどの段階においても瑕疵は発見できるのであり、その段階で注意勧告し、瑕疵を是正することは十分可能である。だから

最初から「根拠のないおそれ」を口実に問答無用で失格とする不当な失格判断基準制度を導入する必要はない。

豊橋市においてはこれまでにダンピングや契約不履行及び下請けへのしわ寄せの実例は1件もない、と職員は証言している。

以上から本件入札に失格判断基準を導入し、不当に高い金額で契約したことは地方自治法施行令第167条の10第1項、2項及び第2条14項、地方自治財政法第4条1項に違反する。

第3 まとめ

被告による低価格調査(甲第10号証)に述べられているとおり、1割余りの低入札価格の要因は実績作り(自社PR)や過去の類似業務時の関連データや技術的資料の蓄積により低価格で業務が遂行できるということである。これは健全で公正な競争原理である。業者は競争原理に則り入札に参加している。被告の一方的な主観による「ダンピングや不履行のおそれ」によって価格を決め、健全な競争原理を妨害し業者間に談合や行政との癒着を誘発するような失格判断基準制度の導入は、被告の裁量権を逸脱している。

また、被告は裁判長が命じた甲第10号証の黒塗り部分を開示せず提出した。黒塗りされた部分は入札方法の改正理由であって、被告にとっては説明責任ある事項であり率先して公開しなければならない事項である。被告が、甲第10号証で黒塗りとした理由は「将来の事務又は事業の適正な遂行に及ぼす恐れがある。」(乙第23号証4ページ)とするもので

ある。しかし、「おそれ」の判断には単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり、最高裁判所の判断などでは、「表現の自由などを制約する原理として『明白かつ現在の危険の存在』を採用している。拡大解釈は住民の知る権利を否定するものである。」とされている。甲第10号証の黒塗り部分は「おそれ」に該当せず公開すべきである。住民の知る権利を保障せず、説明責任を果たさずにいる点を強く抗議するものである。

添付書類

準備書面(4)副本 1通